

(案)

被覆型一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事に係る公募型指名競争入札公告

被覆型一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事を公募型指名競争入札で執行するので、本工事に係る入札に参加しようとする者は、下記のとおり公募型指名競争入札参加希望申出書、関係書類等を提出してください。

平成 29 年 1 月 4 日

南部広域行政組合理事長 古堅國雄

1. 工事名等

- (1) 工事名 被覆型一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事
- (2) 工事場所 沖縄県南城市玉城字奥武 1021 番地の 1 他
- (3) 工期 平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- (4) 工事の概要

ア 一般概要

公害防止基準はもちろん、環境保全対策は万全を期し、ライフサイクルコストの削減や地球温暖化防止を十分配慮した施設にする。

イ 施設規模等

処理能力 28 m³/日

処理方式 汚水処理は、一般廃棄物最終処分場で実績のある逆浸透膜処理とする。
汚泥処理は、蒸発乾燥処理とする。

敷地面積 約 2,300 m²

2. 公募型指名競争入札に参加する者に必要な資格要件

- (1) 建設業法第 15 条に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有する者
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する直近の経営事項審査結果において、清掃施設工事に係る総合評価点数が 900 点以上である者
- (3) 沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所もしくは、従たる営業所があること。
- (4) 一般廃棄物処理施設最終処分場浸出水処理施設で「逆浸透膜方式」を採用した新設に係る工事の元請として受注し、稼働開始に至った実績のある者
- (5) 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、過去 10 年間（契約工期末日が平成 19 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の範囲内）で契約金額 5 億円以上の新設に係る建設工事と同種又は類似の工事の施工経験がある技術者を建設工事に専任で配置できる者
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (7) 国、沖縄県、本組合構成市町のいずれからも指名停止措置を受けていない者
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく特別清算の申し立てがなされていない者
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申し立てがなされていない者
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合は、更生手続きが完了

(案)

している者

(11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した場合は、再生手続きが完了している者

(12) 手形交換所による取引停止処分を受けた場合は処分を受けた日から 2 年を経過している者、又は 6 か月以内に手形もしくは小切手を不渡りとしていない者

(13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行を終わり、又はその執行を受けることが無くなった日から 5 年を経過している者

(14) 国税、地方税を滞納していない者

3. 公告及び申出書等の提出等

(1) 公告文及び申出書等の様式配布

公告文の写し及び申出書等の様式は、当組合ホームページまたは次により配布する。

ア 配布場所 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 965 番地 南部総合福祉センター 2 階
南部広域行政組合施設課

イ 配布期間 平成 29 年 1 月 4 日（水）から平成 29 年 1 月 10 日（火）17 時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）

ウ 配布時間 8 時 30 分から 17 時まで（ただし、正午から 13 時までは除く。）

(2) 申出書等の提出

ア 提出部数 2 部

イ 受付場所 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 965 番地 南部総合福祉センター 2 階
南部広域行政組合施設課

ウ 受付期間 平成 29 年 1 月 5 日（木）から平成 29 年 1 月 10 日（火）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）

エ 受付時間 8 時 30 分から 17 時まで（ただし、正午から 13 時までは除く。）

4. 指名通知等

(1) 資格審査の結果、入札に参加する資格があると認定された応募者の中から南部広域行政組合建設工事等入札指名基準及び入札指名業者名簿に関する規程（平成 24 年訓令第 2 号）に基づき選定した応募者について、指名通知する。

(2) 入札に参加する資格が無いと認定された者及び指名されなかった者に対しては、その理由を付して通知するものとする。

(3) 入札の日時及び場所並びに入札、契約に必要な事項については、指名通知に併せて通知する。

5. 見積設計図書の提出

(1) 本工事の入札に際しては、工事内訳書および設計図書を提出しなければならない。

(2) 見積設計図書の様式は自由であるが、応募時に配布される見積仕様書に基づき作成し、提出するものとする。

(3) 工事内訳書及び設計図書は、参考図書として提出を求めるものであり、必ずしも入

(案)

札書に記載した金額と合致させる必要はなく、入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。

(4) 工事内訳書および設計図書の提出

ア 提出部数 2部

イ 受付場所 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 965 番地 南部総合福祉センター2階
南部広域行政組合施設課

ウ 受付期間 平成29年1月11日(水)から平成29年2月9日(木)まで
(ただし、土曜日及び日曜日は除く。)

エ 受付時間 8時30分から17時まで(ただし、正午から13時までを除く。)

6. 契約の締結

本工事の契約については、落札者と決定された者と仮契約を締結し、南部広域行政組合議会で承認後、本契約締結とする。

7. その他

(1) 提出書類は、提出日現在で記入すること。

(2) 提出書類は、A4判ファイル(市販されているもの)に提出書類一覧表を番号順に綴じて、表紙及び背表紙に入札参加を希望する工事名と企業名を記入すること。

(3) 証明書類は、平成28年10月1日以後発行のものを提出すること。

(4) 問い合わせ先

〒901-0401 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 965 番地 南部総合福祉センター2階
南部広域行政組合施設課 電話 098-998-8857 FAX 098-998-9420